

## 広報おおの広告掲載取扱要綱

(平成19年10月22日告示第130号)

改正 平成22年3月16日告示第39号  
平成25年11月5日告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報紙である広報おおの（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載者の資格)

第2条 広告の掲載をすることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法人その他の団体及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有し、市税の滞納がないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 広報紙に掲載する広告は、その内容が市の広報紙としての品位及びイメージを損なわないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 虚偽、誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (8) 広告の内容に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が広報紙に掲載する広告として適当でないことを認めたもの

(広告の掲載場所及び位置)

第4条 広告の掲載場所は、表紙、裏表紙及び特集ページを除くページのうち、市長が指定する場所とする。ただし、広報紙の編集上支障があると認めるときは、掲載場所を変更することができる。

2 広告の枠は、1掲載号につき6枠までとし、それぞれの広告掲載位置は、市長が定める。

(広告の大きさ及び色彩)

第5条 広告の大きさは、1枠当たり縦45ミリメートル・横55ミリメートルとする。

2 広告の色彩は、墨(黒色)及び広報紙の基調色の2色以内とする。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法は、公募とし、広報紙、市のホームページ等に記載することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、公募によらず、第2条各号に掲げるものに対する広告掲載の案内又は広告会社等への募集委託により、広告の募集を行うことができる。

(掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、広報おおの広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の版下(完全な原稿をいう。)を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、申込書の提出に当たり、6月を限度として複数月の申込みをすることができる。

3 同一申込者が申し込める広告は、1掲載号につき2枠までとする。

(掲載の決定)

第8条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に広報おおの広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の可否を決定するに当たり、申込者が広告募集の枠数を超過しているときは、次に掲げる順位に従い、掲載する広告を決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有するものの広告

(2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項の規定によってもなお決定しがたいときは、抽選により、掲載する広告を

決定するものとする。

(広告の版下)

第10条 広告の版下に関する一切の責任は、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

3 広告の版下にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

4 市長は、広告の版下に係るデザイン、内容等については、広報紙のイメージを損なうことのないように、広告主と調整し、掲載するものとする。

(掲載料)

第11条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり10,000円とする。

2 広告主は、市長が指定する日までに掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の還付)

第12条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告掲載料を納入しなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

2 前項の規定による決定の取消しにより生じた広告主の損害について、市長は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 39 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 144 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

## 広報おおの広告掲載申込書

年 月 日

大野市長 殿

申込者 住 所  
団体名・事業所名  
代表者名 印  
業種  
電話番号（ ）－  
FAX番号  
E-mail  
担当者名

広報おおの広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、版下を添えて下記のとおり申し込みます。  
また、申込みに当たり、私（当社）の大野市税納付状況について調査することに同意します。

記

1. 広告掲載を希望する掲載期間と枠数

年 月号～ 年 月号（ 枠）

2. 版下（完全原稿）

別添のとおり

3. 遵守事項

広報おおの広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。

## 広報おおの広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

大野市長

年 月 日付けで申込みのありました広報おおのへの広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことに決定したので、広報おおの広告掲載取扱要綱第8条の規定により通知します。

### 記

1. 掲載内容

掲載号 年 月号 ～ 年 月号

掲載料金 円

（内訳）1 枠 10,000円 × 枠 × 月分 = 円

2. 掲載料金の納入期限 納入通知書に記載

3. 掲載条件

広報おおの広告掲載取扱要綱のとおり

4. 掲載しない場合の理由